

# 道路交通騒音の現況について（平成18年度 道路環境センサス結果）

## 【 調査概要 】

- 平成18年度は、近畿地方整備局管内の直轄国道約1,800kmのうち、**1,199km（743区間）**※において調査を行いました。

※ ①騒音の環境基準の類型指定、②騒音規制法に基づく地域の指定のいずれかがなされている地域を通過する延長

- このうち**221区間**で測定を行ない、これ以外の区間においては、過去5年以内に実測したデータとほぼ同じ程度と想定される以下の条件に該当するため、過去の測定データを該当区間のデータとしています。

①前回の調査時期から道路構造、車線数、幅員構成が変化していない場合  
②評価区間内で新たに騒音対策を講じてない場合  
③交通量の大幅な転換が想定されず、前回の騒音測定調査時と比較して断面交通量が約割以上増減しないとみなせる場合

## 【 調査結果 】

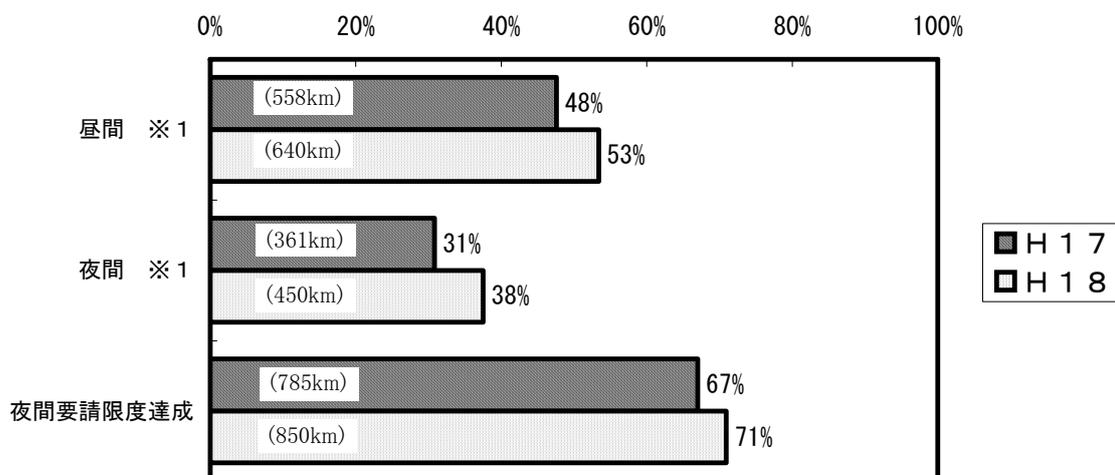
- 調査結果は以下の通りです。

- 環境基準を達成している延長及び割合は、  
昼間：**640km 53%**（平成17年度に比べ**5%向上**）  
夜間：**450km 38%**（平成17年度に比べ**7%向上**）
- 夜間において要請限度を達成している延長及び割合は、  
**850km 71%**（平成17年度に比べ**4%向上**）

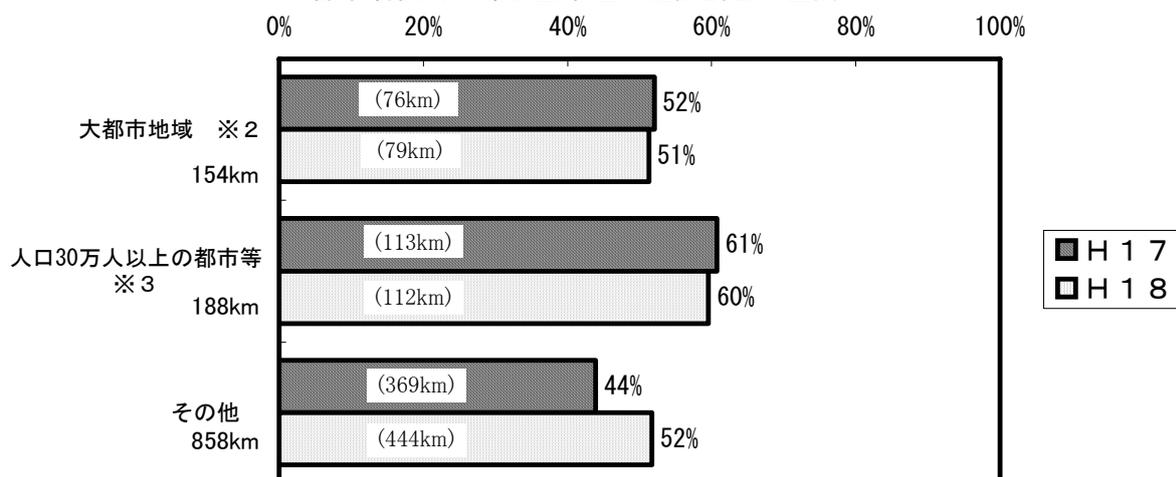
注)要請限度：騒音規制法に基づき、市町村長が都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を要請するものとされたレベル

- 道路交通騒音が厳しい地域については、関係機関が連携して、自動車単体対策、交通流対策、道路構造対策及び沿道にふさわしい土地利用への転換等の沿道対策を総合的に進めることが必要です。道路管理者としても、低騒音舗装や遮音壁設置等の沿道環境対策やバイパス整備等の交通流対策等を推進することにより、道路交通騒音のより一層の低減に努めてまいります。

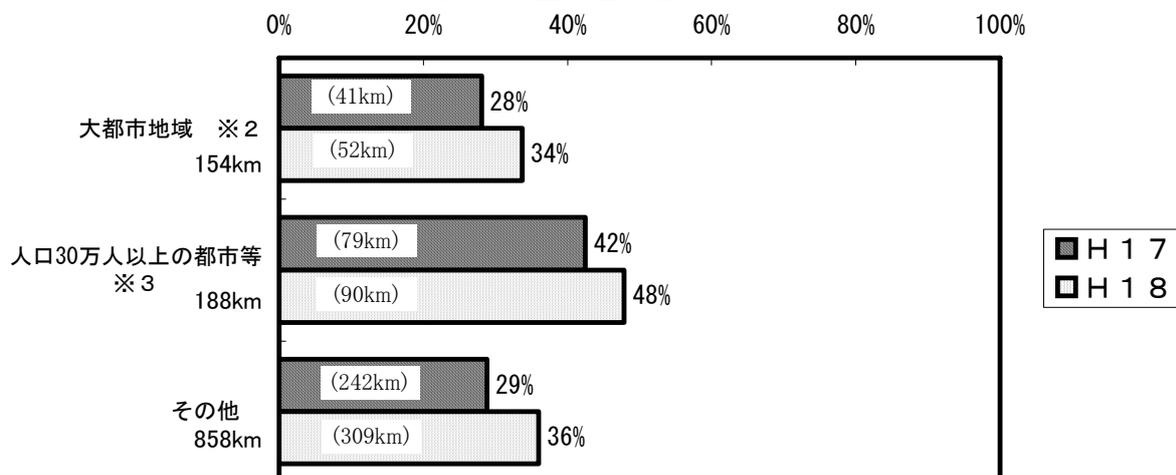
環境基準等達成延長割合（近畿地方整備局）

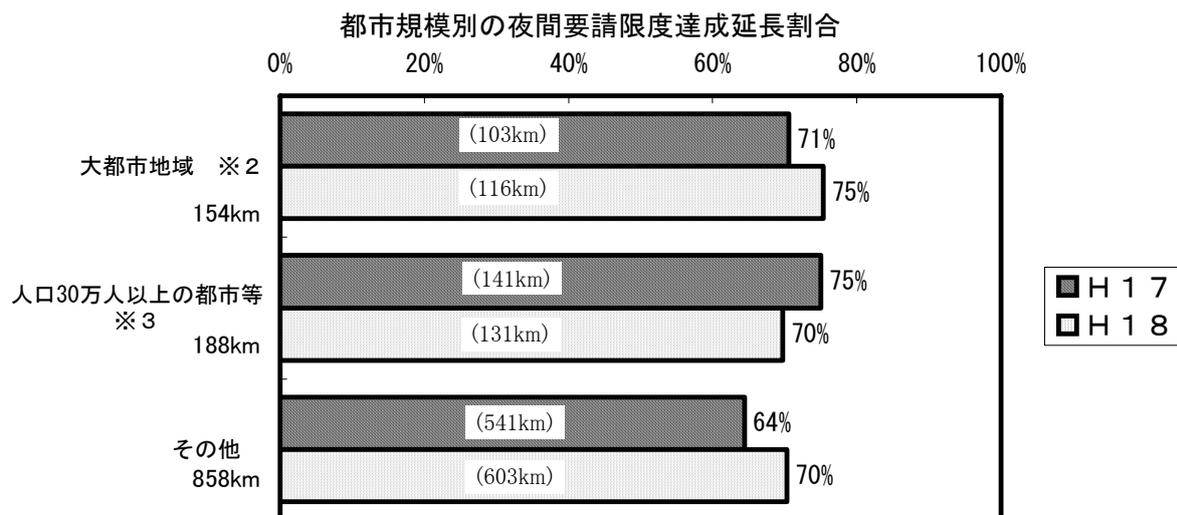


都市規模別の環境基準達成延長割合（昼間）



都市規模別の環境基準達成延長割合（夜間）





※1 昼間：午前6時～午後10時 夜間：午後10時～午前6時

※2：東京23区及び15政令指定都市をいう。

※3：人口30万人以上の都市及び県庁所在地（ただし、大都市地域を除く）

- ・ 平成18年度評価対象は直轄国道約2,000kmのうち、以下のいずれかの地域を通過する1,199km（743地点）で調査
  - ①「騒音の環境基準」に掲げる地域の類型が定められた地域
  - ②騒音規制法第3条第1項により指定された地域
- ・ 環境基準達成区間距離は「騒音の環境基準」（平成10年9月30日環境庁告示）における幹線道路近接空間の基準値を踏まえ、昼間においては70dB（等価騒音レベル）、夜間においては65dB（等価騒音レベル）を達成する区間を集計している。
- ・ なお、四捨五入の関係で延長の和と合計の数値が一致しないところがある。